○厚生労働省告示第二百七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人東京コロニー	東京都中野区江原町二丁目六番七号	東京都中野区江原町二丁目六番七号 東京都葛飾区金町二丁目八番二十号	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第二百八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業支援団体の住所	変更後の在宅就業支援団体の住所	変更年月日
社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会	大阪府大阪市西成区出城二丁目四番十号	大阪府大阪市西成区出城一丁目六番十四号	平成二十四年五月二十八日

○厚生労働省告示第二百九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人在宅就労支援事業団	熊本県熊本市中央区九品寺五丁目九番一号	熊本県熊本市東区下南部一丁目一番七十二号	平成二十五年一月四日

○農林水産省告示第五百三十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十六年四月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	盛岡市、一関市、陸前高田市並びに紫波郡紫波町及び矢巾町
宮城県	気仙沼市
秋田県	大館市、鹿角市、鹿角郡小坂町及び山本郡八峰町
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成二十六年四月十四日から平成二十七年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

前年度における被害の発生状況並びに本年度における気象条件及び松林の分布からみて、一の㈠に定める区域において松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第五百三十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十六年四月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
宮城県	気仙沼市
秋田県	能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町